

相談室だより

(2016年8月)

担当：くろさき苑 緒方英樹

今年の夏は体も気持ちも溶けそうになるほどの気温と、さらに8月に開催されたりオデジャネイロオリンピックや高校野球の熱気に連日夜中まで興奮させられ、本当に暑い、熱い夏となっています。私も年のせいか、日常の不摂生のせいか、今年の夏はのりこえるのに苦勞をしています。みなさまは体調を崩されていませんか？まだまだ暑い日が続くと思いますので自分に合った室温調整や食欲が低下するこの時期にこそしっかりと栄養を取って、残り少ない夏を楽しみながらのりこえましょう。そしてその先には美味しいもの（味覚）の季節がやってきます。楽しみですね！

さて、今回は8月より介護保険制度上、変更がなされた部分がありますのでお知らせします。

2015年4月に介護保険法が改正され2015年8月1日より、介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）の入所サービスや短期入所サービス（ショートステイ）を利用する場合に低所得者・世帯（非課税世帯）が対象となる補足給付制度（食事・居住費の利用者負担減額制度）の改正（厳格化）が実施となりました。

《2015年8月より》

追加・新設要件

①所得要件

市民税非課税世帯 + 夫婦では世帯が別であっても配偶者の収入・資産を勘案する

②資産要件

単身で1000万円、夫婦で2000万円の預貯金・資産がある場合は対象とならない

そして2016年8月1日より、再度補足給付の更なる厳格化が実施されました。

（※今回の改正は2015年の法律改正において、2016年8月実施にて決定されていました。）



《2016年8月より》

追加要件

①所得要件

補足給付の判定に非課税年金（遺族年金・障害年金）を勘案する（含める）

◆遺族年金・障害年金などは税法上、本人の収入とは認定しない非課税年金である。

しかし介護保険の補足給付の判定においては収入認定する。

《理由》

「自宅で暮らす方、保険料を負担する方、老齢年金を受給している方との公平性を更に高めるため
だそうです・・・？」

《非課税年金に含まれるもの》

◆社会保険料を拠出した対価として日本年金機構又は共済組合等（以下「年金保険者」という。）から支払われる国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指し、具体的には、年金保険者から通知される振込通知書、支払通知書、改定通知書などに「遺族」や「障害」が印字された年金（遺族基礎年金、障害厚生年金など）のほか、例えば「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となる。

《非課税年金に含まれないもの》

◆弔慰金・給付金などについては、「遺族」や「障害」という単語がついた名称であっても、判定の対象とならない。

2016年8月1日より、補足給付の対象と負担限度額の内容は下記のようになります。

利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者	負担限度額（日額）	
		部屋代	食費
第1段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	多床室 0円 従来型個室 (特養等) 320円 (老健・療養等) 490円 ユニット型準個室 490円 ユニット型個室 820円	300円
第2段階	7月平成28年まで ・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	多床室 370円 従来型個室 (特養等) 420円 (老健・療養等) 490円 ユニット型準個室 490円 ユニット型個室 820円	390円
	8月平成28年以降 ・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額 の合計が年間80万円以下の方	多床室 370円 従来型個室 (特養等) 820円 (老健・療養等) 1,310円 ユニット型準個室 1,310円 ユニット型個室 1,310円	
第3段階	・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	多床室 370円 従来型個室 (特養等) 820円 (老健・療養等) 1,310円 ユニット型準個室 1,310円 ユニット型個室 1,310円	650円
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし	

かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下

新設

所得区分	上限額
生活保護受給者等	個人で15,000円
区市町村民税世帯非課税者 ①高齢福祉年金受給者	
②課税年金等収入と所得金額の合計が80万円以下の方	
①、②以外の方	世帯で24,600円
区市町村民税世帯課税者	世帯で37,200円
現役並み所得相当(※)(平成27年8月から)	世帯で44,400円

※課税所得が145万円以上の方（ただし、世帯内の収入に応じて、上限が世帯で37,200円になる場合もあります。）

【注意点】

- 非課税年金を含めた収入が80万円を超える方は、負担限度額が第2段階から第3段階となりますが、負担軽減を受けられなくなるわけではありません（4段階にはなりません）。
- 高額介護サービス費の適応については2015年8月の改正のままです。（補足給付の判定基準（所得要件）と高額介護サービス費の判定基準（所得要件）とは異なります。 <左表参照>

【例】要介護：5 介護老人保健施設 従来型 多床室 へ入所

収入：国民年金：40000円/1ヶ月 + 遺族年金 120000円/1か月 → 非課税2段階
介護負担割合：1割

[2016年7月までの施設利用料金（30日）] → 非課税2段階
 ・介護保険一部負担金：29430円 ・居住費：11100円（370円/日）
 ・食費：11700円（390円/日） ・日用品費：9000円（300円/日） **合計：61230円**
 ※しかし高額介護サービス費上限（15000円）29430円-15000円=14430円（償還払いで戻る）
 61230円-14430円=**46800円**・・・実際の利用料金・・・①

[2016年8月からの施設利用料金（30日）] → 非課税3段階（遺族年金の収入認定により）
 ・介護保険一部負担金：29430円 ・居住費：11100円（370円/日）
 ・食費：**19500円（650円/日）** ・日用品費：9000円（300円/日） **合計：69030円**
 ※しかし高額介護サービス費上限（15000円）29430円-15000円=14430円（償還払いで戻る）
 69030円-14430円=**54600円**・・・実際の利用料金・・・②
 ②-①=**7800円の負担増**

※ユニット型個室、従来型個室などを利用している方は2016年8月以降では更に負担増となります。

○補足給付は行政に「介護負担限度額認定」の申請を行い、認定証を利用施設に提示して初めて有効となります。補足給付の対象の方は忘れずに申請を行ってください。
 （申請に必要なもの）
 ・印鑑（認めOK）・通帳（本人&配偶者のもの全て）・介護保険被保険者証・マイナンバー通知カード